

【 粕 屋 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1.開催日時 平成 30 年 11 月 9 日（金） 9 時 00 分～11 時 00 分

2.開催場所 粕屋町役場 3 階 31 会議室

3.出席委員（14 名）

会 長	安河内	勇 臣
副 会 長	長	武 範
1 番	因	光 明
2 番	内 田	吏
3 番	八 尋	文 枝
4 番	山 田	好 美
5 番	田 代	慶 子
6 番	八 尋	勇 光
7 番	船 越	英 治
8 番	小 西	敏 喜
9 番	青 木	勝 浩
1 0 番	今 泉	義 秀
1 1 番	安 川	利 正
1 2 番	黒 瀬	富 芳
推進委員	田 代	精 一
推進委員	長	昭 憲
推進委員	瓜 生	俊 二

4.欠席委員（0 名）

5.議事日程

第 1 開会のことば

第 2 会長挨拶

第 3 議案第 1 号…農地法第 3 条の規定による許可申請について（6 件）

議案第 2 号…農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について（1 件）

議案第 3 号…利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について（1 件）

報告事項 1…農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（3 件）

報告事項 2…農地転用許可不要届について（1 件）

6.農業委員会事務局職員

事 務 局 長 八 尋 哲 男

事 務 局 員 酒 井 英 臣

7.会議の内容

事務局長	<p>【開会のことば】</p> <p>皆さんお揃いですので始めたいと思います。一同ご起立をお願いします。礼。ご着席ください。昨日は許可なしに畑を埋められているような案件がありました。町、農業委員会としましても、違反転用は認められるものではありません。情報が農区のほうに入りやすいということで、農区と情報共有しながら連携していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、2 番の会長挨拶に移りたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長 (会長)	<p>【会長挨拶】</p> <p>改めましておはようございます。久しぶりに雨が降りまして、農作物においては喜ばしいことと思います。それから、先月行いました、新町長、新委員を迎えての懇親会では皆さんご出席していただき、本当にありがとうございました。本日も、都市計画課と道路環境整備課にご出席していただいております。それでは、早速議題に入りたいと思います。</p>
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 1 審議】</p> <p>第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、審議番号 1 番について事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 1、</p> <p>該当法、第 3 条、地区名、江辻、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、江辻、三十六、</p> <p>面積、田、775 m²、1210 m²、計 1985 m²、</p> <p>権利の種類、売買、</p> <p>申請理由、農業経営の拡充、農業経営の縮小、</p> <p>経営面積、自作 62a、30a、</p> <p>地元委員、因 光明委員、</p> <p>位置図を 3P、字図を 4P に添付しています。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 1 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 2 審議】</p> <p>第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、審議番号 2 番について事務局をお願いします。</p>

事務局	<p>審議番号 2、</p> <p>該当法、第 3 条、地区名、酒殿、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、酒殿、箱田、大坪、</p> <p>面積、田、1168 m²、673 m²、983 m²、358 m²、計 3182 m²、</p> <p>権利の種類、贈与、</p> <p>申請理由、農業経営のため、高齢のため、</p> <p>経営面積、自作 31a、同一世帯、</p> <p>地元委員、安河内 勇臣委員、</p> <p>位置図を 5P、字図を 6P、7P に添付しています。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。この件につきましては、権利の種類は贈与でございます。ご質問等ございましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 2 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 3 審議】</p> <p>第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、審議番号 3 番について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 3、</p> <p>該当法、第 3 条、地区名、大隈、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、大隈、扇、</p> <p>面積、田、3832 m²、</p> <p>権利の種類、贈与、</p> <p>申請理由、後継者の生産意欲向上、高齢のため、</p> <p>経営面積、自作 122a、同一世帯となっております。</p> <p>地元委員、八尋 勇光委員、</p> <p>位置図を 8P、字図を 9P に添付しています。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等ございましたらお受けいたします。</p>

議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号3 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号4 審議】</p> <p>第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号4番について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>審議番号4、</p> <p>該当法、第3条、地区名、酒殿、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、酒殿、ヒハノ原、</p> <p>面積、畑、731 m²、</p> <p>権利の種類、贈与、</p> <p>申請理由、農業経営の安定化、農業経営を行っている子への譲渡、</p> <p>経営面積、自作196a、同一世帯となっております。</p> <p>地元委員、安河内 勇臣委員、</p> <p>位置図を10P、字図を11Pに添付しています。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号4 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号5 審議】</p> <p>第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号5番について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>審議番号5、</p> <p>該当法、第3条、地区名、大隈、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、大隈、扇、</p> <p>面積、田、1550 m²、</p> <p>権利の種類、贈与、</p>

	<p>申請理由、引き続き耕作するため、高齢のため、 経営面積、自作 162a、同一世帯となっております。</p> <p>地元委員、八尋 勇光委員、 位置図を 12P、字図を 13P に添付しています。以上です。</p>
議長	説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 5 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 6 審議】</p> <p>第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請について、審議番号 6 番について事務局お願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 6、 該当法、第 3 条、地区名、大隈、 譲受人住所氏名、 譲渡人住所氏名、 土地の表示、大隈、扇、 面積、田、1000 m²、445 m²、 権利の種類、贈与、 申請理由、引き続き耕作するため、高齢のため、 経営面積、自作 162a、同一世帯となっております。</p> <p>地元委員、八尋 勇光委員、 位置図を 14P、字図を 15P に添付しています。以上です。</p>
議長	説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 6 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について 審議番号 1 審議】</p> <p>第 2 号議案農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、審議番号 1 について事務局お願いします。</p>

事務局	<p>審議番号 1、</p> <p>該当法、第 4 条、地区名、長者原、</p> <p>届出人住所氏名、</p> <p>土地の表示、長者原西三丁目、畑、32 m²、162 m²、51 m²、計 245 m²、</p> <p>転用目的、宅地造成、将来の生活設計を立てるため、土地を有効活用して安定した収入を得たいため、</p> <p>施設の概要、共同住宅 1 棟、</p> <p>建築面積、86 m²、建ぺい率、60%、</p> <p>立地条件、東:宅地、西:道路、南:宅地、北:道路、</p> <p>隣地承諾の有無、なし、</p> <p>隣地者条件、なし、</p> <p>地元委員、船越 英治委員、</p> <p>市街化区域で会長処分となっております。</p> <p>位置図を 17P、字図を 18P、計画図を 19P から 21P に添付しています。以上です。</p>
議長	<p>この件につきましては、皆さんで現地確認を行ったところでございます。何かご質問等がありましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について 審議番号 1 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>それでは、都市計画課と道路環境整備課の皆さんはご苦勞さまでございました。</p> <p>【都市計画課・道路環境整備課 退席】</p>
議長	<p>【第 3 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 1 審議】</p> <p>続きまして第 3 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について、審議番号 1 番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 1、</p> <p>農地の所在地、大隈、焼地、</p> <p>現況地目、田、</p> <p>面積、495 m²、63 m²、11 m²、1000 m²、</p> <p>利用権の種類、使用貸借権、</p> <p>利用権の設定をする者の住所・氏名、</p> <p>利用権の設定を受ける者の住所・氏名、</p> <p>作付する作目名、水稻、</p>

	<p>期間、5年、再設定で位置図を23Pに添付しております。以上です。</p>
議長	<p>審議番号1番につきましては、再設定でございます。この件につきまして、ご質問等がありましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第3号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号1 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出について】</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告。</p> <p>【報告事項2 農地転用許可不要届について】</p> <p>農地転用許可不要届について報告。</p>
副会長	<p>【閉会のことば】</p> <p>それでは今月の農業委員会を閉会したいと思います。</p>